

平取町社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規程

平成29年3月2日 制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人平取町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき評議員の費用弁償に関し必要な事項について定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、費用を弁償する。

費用弁償の額 日額 2,000円

2 交通費の実費が前提の費用弁償額を超える場合には、職員の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。